
第1 提言の趣旨

1 提言の趣旨とこれまでの経過

福岡市は、平成16年4月から、「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ関連施策（注1）を実施しています。

本検討会は、平成18年10月から、これらの施策の成果と課題を検証するとともに、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進するためにコミュニティ（注2）に関する市の施策が今後どのようにあるべきかを検討してきました。（下表参照）

この「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」は、昨年10月に行った第1次の提言に続き、コミュニティに関する市の施策のあり方や今後必要な取り組みなどを、市に提言するものです。

（注1）コミュニティ関連施策＝本提言では、コミュニティに関係している市の施策、例えば、次のような施策の総称として「コミュニティ関連施策」という言葉を用いています。

- 例：・市がコミュニティの活動や運営への支援・協力（補助金の交付や情報提供・助言、講師の派遣など）を行っている施策（⇒活力あるまちづくり支援事業補助金の交付、校区担当職員の配置、地域活動アドバイザーの派遣 など）
- ・市がコミュニティに市の事業への協力を依頼している施策（⇒催しなどへの参加要請、工事などの情報の周知、表彰候補者や委員などの推薦 など）

（注2）コミュニティ＝本提言では、同じ地域の住民の集まりや、いわゆる「地域社会」を指すものとして「コミュニティ」という言葉を用いています。

表 市のコミュニティ関連施策及びその検討に係るこれまでの経過

平成16年4月	市が「自治協議会制度」をはじめとした施策を開始
平成18年7～8月	市が「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」を実施 ・自治協議会・自治会等アンケート：自治協議会等会長、自治会・町内会長対象 ・自治協議会等ヒアリング：自治協議会等会長対象
平成18年10月	本検討会が検証・検討に着手
平成19年10月	本検討会が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」を市に提出
平成20年4月	提言を踏まえ、市が「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直しを実施

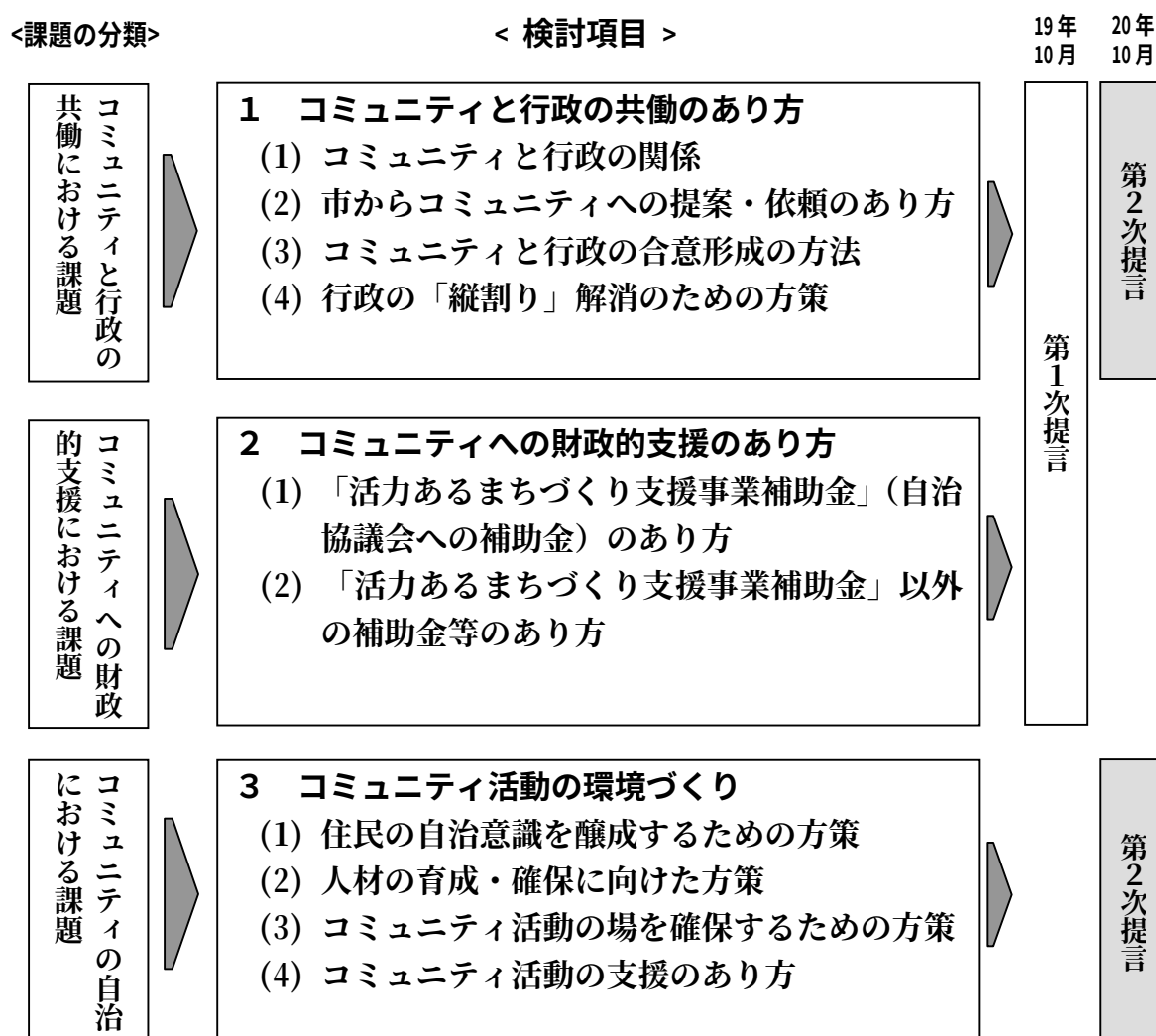
2 本検討会における検討項目と第2次提言の内容

本検討会は、「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」（いずれも平成18年7月～8月に市が実施）の結果などをもとに、平成16年度以降のコミュニティ関連施策の成果を確認するとともに、課題の洗い出しと分類を行いました。その上で、3つの検討項目を設け、検討を行ってきました（下図参照）。

第1次提言においては、これらの検討項目のうち「2 コミュニティへの財政的支援のあり方」を中心に「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直し案などを取りまとめるとともに、「1 コミュニティと行政の共働のあり方」について、取り組みの方向を示したところです。

今回の第2次提言においては、目指す姿を改めて明らかにした上で、「1 コミュニティと行政の共働のあり方」「3 コミュニティ活動の環境づくり」について検討を行い、それぞれ「コミュニティと市の共働に向けた取り組み」「コミュニティの自治の確立に向けた方策」として、取り組むべき内容を示しています。

図 本検討会における検討項目等



第2 目指す姿と取り組みの方向

1 基本的な考え方と現在の状況

防犯・防災、子育てや福祉などの地域の課題を解決し、真に住みよい地域をつくっていくためには、住民が自ら地域のことを話し合い、自分たちに必要な活動を自分たちで決定・実施すること、すなわち「自治」が不可欠です。また、コミュニティと市が、それぞれの役割と責任を果たしながら、「共働」で取り組んでいく必要があります。

平成16年度に市が開始した、自治協議会制度や各区役所への地域支援部の設置、校区担当職員の配置などの施策（下表参照）は、この「自治」と「共働」を進める上で、重要な役割を果たしています。

現在、全市の約97%の小学校区で自治協議会が設立され、本検討会が第1次提言において整理したように、「校区運営の円滑化」「民主的な運営の推進」など、コミュニティにおいて大きな成果が得られています。一方、今後に向けては「コミュニティと行政双方の認識の不足」「住民の自治意識の希薄化」「活動を担う人材の不足」などの課題の解決が必要となっています。（下表参照）

表 平成16年度開始のコミュニティ関連施策と成果・課題

(1) 平成16年度開始のコミュニティ関連施策 （詳細は資料編1～3ページ参照）	
○ 自治協議会制度を創設	
○ 校区で自主的に取り組む事業に活用できる補助金を創設	
○ 区役所に「コミュニティの総合窓口」として地域支援部を創設	
○ 区の地域支援部に校区を担当する校区担当職員を配置	
○ 公民館を区役所へ移管し、コミュニティ支援の体制を強化	
(2) 成果と課題 （詳細は資料編4～6ページ参照）	
1) 平成16年度開始のコミュニティ関連施策の成果	
① 校区運営の円滑化	② 民主的な運営の推進
③ 透明性の高まり	④ コミュニティ活動の活性化
⑤ コミュニティ主体の取り組みの開始	⑥ 行政との連携強化
2) 今後のコミュニティづくりに向けた課題	
① コミュニティと行政の共働における課題	
・ コミュニティと行政双方の認識の不足	・ 町世話人の廃止に伴う依頼事項の整理
・ 行政本位の施策の立案、実施	・ 行政の「縦割り」（区レベルの各種団体など）
② コミュニティへの財政的支援における課題	
③ コミュニティの自治における課題	
・ 住民の自治意識の希薄化	・ 活動を担う人材の不足

2 目指す姿と取り組みの方向

本検討会においては、今後の取り組みを検討するにあたり、まず、

「目指すべきコミュニティの自治のあり方、コミュニティ活動のあり方はどのようなものか」

「コミュニティの自治、コミュニティ活動に関する市の基本的なスタンスはどのようなにあるべきか」

などの議論を行いました。

その上で、次の2つを「目指す姿」として整理しました。

《 目指す姿 》

◆ コミュニティにおいて自治が行われている

- 地域の課題を解決し住みよいまちをつくるため、小学校区（校区）を基本的な単位として、自治協議会を中心に、自分たちの地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。

キーワード：住みよいまち、話し合い、住民自治、コミュニティ(共助)、自治協議会

- 自治会・町内会が、多くの住民の加入を得て活発に活動し、自治協議会を中心とした校区のコミュニティづくりを支えている。

キーワード：自治会・町内会、住民の加入

- 自治協議会、自治会・町内会の情報が広く住民に公開され、透明性が確保されている。また、住民の理解と合意の下、公正で民主的な運営が行われている。

キーワード：情報公開、透明、公正、民主的な運営

◆ コミュニティと市が共働している

- コミュニティと市が、互いを認め合い、信頼し合う、対等なパートナーとしての関係を築いている。

キーワード：対等なパートナー、信頼

- 「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向け、コミュニティと市が話し合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、知恵と力を合わせて取り組んでいる。

キーワード：(コミュニティと市の) 話し合い、共通の目標、知恵と力

- 市は、コミュニティの自治の確立に向けて各種の施策を実施するとともに、自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援（コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など）を行っている。

キーワード：自治の確立に向けた施策の実施、コミュニティ活動の支援

これらの姿が実現されるよう、市においては、平成 16 年度に開始した施策を今後もしっかりと継続するとともに、十分な成果が得られず課題が残されている部分について施策の充実を図り、コミュニティと連携しながら、さらに着実に取り組みを行っていくことが必要です。

具体的な取り組みや方策については、第 3 及び第 4 において述べていきます。（全体のイメージ図は資料編 35 ページ参照）

第3 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

コミュニティと市の共働に向けてまず大切なのは、互いを認め合い信頼し合う「対等なパートナー」としての関係を築くことです。相手の意思や立場を尊重し、一番よいやり方を話し合い、それぞれが自分の役割と責任を果たしながら、住みよいまちづくりに一緒に取り組んでいく必要があります。

しかし、現実には「市とコミュニティ双方の認識が不足している」「市がコミュニティに対し一方的にさまざまな依頼を行っている」「コミュニティの主体性が十分に尊重されていない」などの状況があります（資料編5ページ参照）。

このため、今後、次の方向で取り組みを進めていくことが必要です。

1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立

共働に向けては、まず第一に、「コミュニティと市は、上下関係などのない『対等なパートナー』である」ことを、双方がしっかりと理解・認識することが必要です。その上で、よりよい関係の構築に向けて、現状の見直しを行っていく必要があります。

(1) 市とコミュニティ双方の意識の改革

① 市職員の意識改革

市においては、地域にかかわる施策を実施するにあたり、コミュニティの意見や状況を理解せずに市の考えを一方的に押し付けたり、市の都合だけで依頼等を行ったりすることがないよう、トップのリーダーシップのもと、職員一人ひとりの意識の改革を徹底して行うことが必要です。

市の多くの部署は、施策を通じて、コミュニティと何らかのかかわりを持っています。しかし、特に、コミュニティとじかに接することが少ない部署においては、「自治」「自治協議会制度」「共働」など、基本的な考え方が十分に理解されていない状況があることから、全職員を対象に、考え方をまとめた手引書を作成・配布したり、職員研修を実施したりする必要があります。

② コミュニティにおける理解促進

コミュニティにおいても、自治協議会会長や自治会・町内会会長などを中心に、「自治のもと、自治協議会を中心に、市と共働で住みよいまちをつくる」という意識の形成をさらに推し進めることが重要です。

各区の自治協議会会長の集まりや校区の定例会などにおいて意見交換や勉強会を行ったり、コミュニティと市が協力して区・校区単位の研修会を行ったりすることなどにより、レベルアップを図っていくことが望まれます。また、市においては、特に必要な事項を分かりやすくまとめた手引書を作成し、コミュニティに提供していくことも必要です。

(2) 市からコミュニティへの依頼等の見直し

市においては、福祉や基盤整備など、各分野で地域にかかわる施策を実施するにあたり、コミュニティに対してさまざまな依頼等（協力依頼、連絡、提案）を行っています（資料編 18 ページ参照）。

これらの依頼等の中には、町世話人制度の時代そのまま、考え方や内容の整理がなされずに、市からコミュニティに対して行われ続けているものが多数見受けられることから、個別の依頼等について「対等なパートナー」であることに照らし合わせて適切であるかどうかを改めて確認・整理し、必要な見直しを行うことが強く望まれます。

具体的には、市において、現在依頼等を行っている事項について、

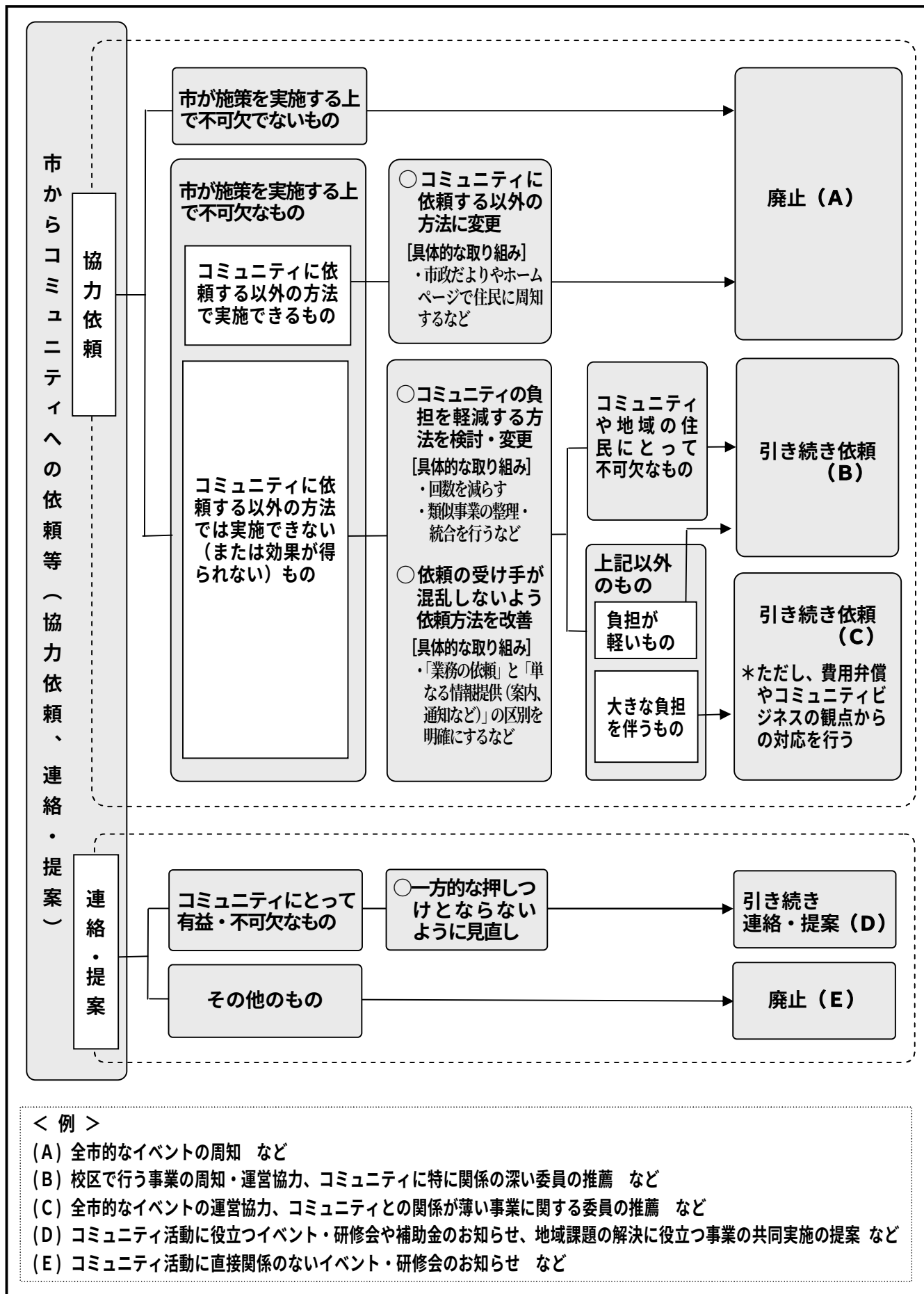
- 本来市が実施すべき業務でありながら、コミュニティに協力を依頼しているもの＝「協力依頼」
- コミュニティにとって有益または不可欠であるとの判断から、市がコミュニティに連絡や提案を行っているもの＝「連絡・提案」

の2つに分類し、右図の手順により、個別に考え方を整理し、廃止も含めた見直しを進めていくことを提案します。

なお、「協力依頼」については、市民生活に深くかかわるものもあるため、今後とも、コミュニティが一定の協力を行う必要はありますが、市からの協力依頼に応じることがコミュニティにとって大きな負担となっている現実があることから、抜本的な整理・削減に取り組むことが不可欠であると考えます。

見直しにあたっては、「イベントの周知」「委員の推薦」など代表的な項目ごとに、市としての基本的な考え方（「廃止」「引き続き依頼」など）をコミュニティに示した上で、コミュニティの意見を踏まえて、個別の施策について今後のあり方を決定・実施していくことが望まれます。

図 市からコミュニティへの依頼等の見直しの手順



2 コミュニティの基本単位である「校区」重視の施策の推進

コミュニティにおいては、自治協議会制度により、小学校区（校区）を単位としたコミュニティづくりが着実に進んでいます。

しかし、市においては、制度の開始から4年が経過した現在も、自治を前提とした、校区を起点とする施策への転換が十分には進んでいない状況があります。

さらに、「市が責務として実施する施策（市の施策）」と「コミュニティが自ら決定・実施する活動（コミュニティ活動）」の区別が、全職員にきちんと理解されていないことから、施策の実施やコミュニティ活動の支援を行う上で、コミュニティの主体性が十分に尊重されていない状況が見られます。

今後、市においては、職員の理解を促進することによって、こうした状況の解消を図り、改めて、校区重視の施策を推進していくことが重要です。

(1) コミュニティ関連施策の進め方の見直し

市においては「市が責務として実施する施策」と「コミュニティが自ら決定・実施する活動」の区別を明確にし、それぞれ、次の方向で進め方の見直しを行う必要があります。

① 市が責務として実施する施策

市が責務として実施する施策については、市が、一方的・全市一律に施策を決定しコミュニティに通知するのではなく、コミュニティの自治を前提に、コミュニティの意向を踏まえて決定・実施することを、市内部で徹底する必要があります。

市において、施策の内容を確定する前の段階で、これまで以上にコミュニティと協議を行ったり、場合によっては、コミュニティが実施内容をメニューの中から選択できるような方式を検討していくことなどが望まれます。

② コミュニティが自ら決定・実施する活動

コミュニティが自ら決定・実施する活動については、市が支援・協力を行う場合も、「選択するのはコミュニティである」ことを認識し、「市の意向の押し付け（全市一律に実施するなど）は行わない」ことを徹底する必要があります。

市においては「公益的な事業は、すべて行政が実施するものだ」との考えが残っているところが見受けられますが、自治協議会等は公益的な事業を行う独立した主体であることを認識し、「信頼して任せる」「一緒に取り組む」ことが必要です。

(2) 区レベルの各種団体のあり方の見直し

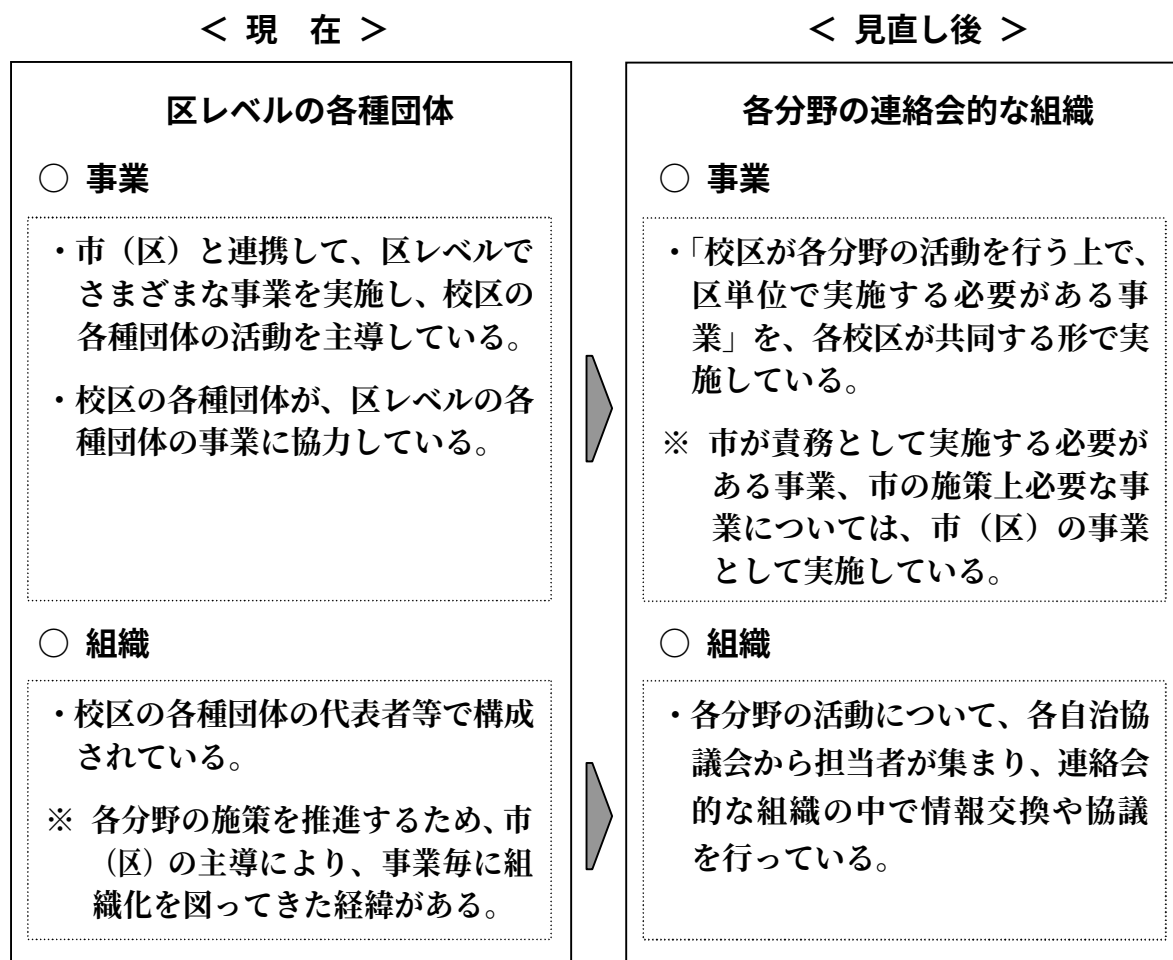
各校区で「自治協議会」が設立され、校区の各種団体がすでに自治協議会の一員として活動している一方で、現在も、平成15年度以前と同様に区レベルの各種団体（区単位で各分野の活動を行う団体＝資料編15ページ参照）主導による活動が行われている状況が見受けられます。

校区が、自治協議会を中心に、各分野の活動を自ら決定・実施できるようにするためには、区レベルの各種団体についても、事業や体制の見直しを進めることが必要です。

具体的には、これまでの「区レベルの各種団体が、区単位の事業を通じて校区の各分野の活動を主導する」というあり方から、「どの分野においても、まずは校区が主体的に活動し、その上で、各校区から分野ごとに担当者が集まって情報交換や協議を行う」というあり方に転換していくことが望ましいと考えます（下図参照。イメージ図は資料編16～17ページ参照）。

なお、見直しにあたっては、それぞれの団体が果たしている役割や現状を十分に踏まえ、各分野における活動の今後のあり方を関係者と協議しながら、段階的に進めていく必要があります。

図 区レベルの各種団体の見直しの方向



3 コミュニティと市の連携の強化

「コミュニティの総合窓口」として各区に地域支援部が設置され、校区担当職員が配置されたことにより（資料編 19 ページ参照）、市とコミュニティの連携が密になり、「顔の見える市役所」として、互いの信頼関係が形成されてきました（資料編 4 ページ参照）。

今後も、地域支援部が、「コミュニティの総合窓口」として、コミュニティと市の接点、コミュニティと市の各部署のつなぎ役としての役割を果たすとともに、校区担当職員や公民館（資料編 20 ページ参照）を中心に、コミュニティ活動の支援にさらに取り組んでいくことが重要です。また、地域支援部がこのような役割を十分に担うことができるよう、地域支援部の位置づけを明確にし、組織体制を最適なものにしていけることも必要です。

(1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実

地域支援部は、コミュニティと市が共働する上での第一の窓口です。今後も、コミュニティとしっかりと向き合い、コミュニティと話し合いながら、よりよい地域づくりを進めていくことが重要です。

① コミュニティと市各部署のやりとりの円滑化

市の業務内容は多岐にわたり、組織の編成も複雑です。そのため、コミュニティにおいては、地域にかかわる各施策の窓口さえ分からない現状があります。

各区の地域支援部においては、道路や公園などの基盤整備も含め、市が地域で実施するさまざまな事業について、コミュニティと市のやりとりが円滑に進むよう、コミュニティと市の各部署の橋渡しをするなど、必要な連絡調整を行っていくことが重要です。

② 市内部の連携強化

市内部においては、市組織の縦割りがコミュニティにおいて混乱を引き起こすことがないように、地域支援部を中心に、組織間の連携や情報共有をさらに進めていく必要があります。

また、各部署が、地域の課題や状況を的確に把握し、施策に反映させることができるよう、校区担当職員や公民館において現状を把握し、各部署に対し適切な情報提供を行っていくことも重要です。

(2) コミュニティ活動支援の強化

地域支援部は、現在まで、校区担当職員や公民館を中心に、主に自治協議会の設立と組織運営の支援に取り組んできました。しかし、自治協議会制度の開始から4年が経過し、すでにほとんどの校区で自治協議会が設立され、その運営も軌道に乗りつつあることから、今後は、現在行っている支援に加えて、次の方向で、自治協議会等の活動支援にこれまで以上に取り組んでいくことが望まれます。

① 校区担当職員による支援

校区担当職員は、自治協議会等の運営や活動に際し、

- 自治協議会等が、コミュニティ活動を行う際に活用できる各種の支援施策（市や、市の外郭団体が実施しているものなど）
- コミュニティ活動や組織の運営を行う上で参考となるような事例
- 他の校区の状況

などを幅広く把握し、適切に、情報提供や助言などを行っていく必要があります。

また、校区担当職員がこのような役割を担うことができるよう、校区担当職員として知っておくべき事柄や情報収集・提供の手法などに関する研修を強化していくことが重要です。

② 公民館による支援

公民館においては、「校区内に立地している」という利点を最大限に生かし、自治協議会等と十分にコミュニケーションを取りながら、地域の課題を把握していくことが必要です。その上で、課題に応じた学習機会を提供し、課題解決に向けた住民の意識形成や人材の育成に取り組むなど、コミュニティ支援事業と生涯学習事業を一体的に推進し、コミュニティの活動を側面から支援していく必要があります。

また、コミュニティの活動・運営にあたっては、

- 事業の実施に必要な情報の提供
- 自治協議会への事務スペースの提供
- 印刷機などの事務機器の使用やインターネット用回線の提供

などの支援を行うことが必要です。

公民館がさらに効果的にコミュニティ活動の支援を行えるよう、各区において、公民館職員がより高度で幅広い知識を身につけるための研修や、校区担当職員による公民館への情報提供、助言・指導を行っていくことが重要です。

(3) 公民館と自治協議会の連携の強化

公民館は、校区のまちづくりの大きな鍵となる施設です。自治協議会と公民館が、それぞれの事業を実施するにあたって事前に話し合い、連携しながら、よりよい地域づくりに一緒に取り組んでいくことが重要です。

公民館は、人権教育や子どもの健全育成をはじめ、さまざまな分野で事業を展開しています。このような公民館が本来持っている機能を活用し、自治協議会とともに取り組んでいくことが求められます。

公民館においては、事業の実施にあたって、事業の目的・内容を自治協議会等と十分に協議することによって、より地域への貢献度が高いものとなるよう努めていくことが重要です。

また、自治協議会等の活動と調整を行い事業の重複を避けたり、場合によっては、自治協議会と共催で事業を実施することなども必要であると考えます。

第4 コミュニティの自治の確立に向けた方策

コミュニティにおいては、自治を行う上で、住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識の希薄化、コミュニティ活動への参加者の減少・固定化、活動を担う人材の不足などが大きな課題となっています（資料編6ページ参照）。今後、コミュニティの自治を確立していくためには、住民の自治意識を醸成すると同時に、自治を行う組織を強化・活性化し、自治の基盤を揺るぎないものにしていくことが必要です。

取り組みはコミュニティが自ら行うことを基本としながら、市においても、広報活動など全区・全市的に実施すべき事項への対応や、コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援などを行っていくことが望ましいと考えます。特に、コミュニティがさまざまな情報を得ることができるよう、校区間の情報共有や交流に積極的に取り組んでいくことが重要です。

1 住民の自治意識の醸成

自治やコミュニティ活動は、住みよい地域をつくるために欠かせないものです。このことを住民に認識してもらうため、コミュニティと市が、それぞれ、持っている手段を最大限に活用し、広報活動を展開していくことが重要です。

(1) 「自治」や「コミュニティ活動」を住民に身近なものにするための広報の実施

コミュニティにおいては、地域の住民や事業者に対し、地域の広報紙や口コミなどにより、自らの活動内容を日常的に広報することが大切です。

また、市においては、自治の意義や重要性が市民にきちんと認識されるよう、「市政だより」や市ホームページへの掲載、マスコミとのタイアップ、フォーラムなどの催しの開催など、あらゆる方法で、繰り返し広報を行っていく必要があります。（下図参照）

図 「広報の実施」に関する具体的な取り組み

○ コミュニティの取り組み

- ・地域の住民や事業者に対する、活動内容の広報（「自治協議会だより」、ホームページ、口コミなどを活用）

○ 市の取り組み

- ・市民に対する、自治の意義、自治協議会や自治会・町内会の重要性・活動内容などの広報（「市政だより」、「公民館だより」、市ホームページ、マスコミとのタイアップ、フォーラムの開催など、あらゆる方法を活用）
- ・コミュニティが行う広報活動の支援（区単位での広報紙作成講座の実施など）

2 自治の基盤づくり

コミュニティにおいては、平成16年度以降、自治協議会を中心にまちづくりが進められていますが、この自治協議会の運営や活動にあたって、重要な役割を担っているのが自治会・町内会（資料編7ページ参照）です。自治会・町内会は、住民にとって最も身近な、自治の基礎となる組織であり、今後、自治協議会と併せて、活動の活性化や組織の強化に重点的に取り組んでいく必要があります。

なお、市内には、自治会・町内会が設立されていない地域や、設立されているものの自治協議会に参加していない地域も見られます。このため、市においては、自治会・町内会の設立を支援すること、また、自治協議会が校区内の多くの団体の参加のもとで運営されるよう支援することが望まれます。

(1) 魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくり

「自治」や「コミュニティ活動」に多くの住民の理解・参加を得るためには、自治協議会や自治会・町内会が、住民にとって魅力的な活動、住民に「必要だ」と思われるような活動を行っていくことが不可欠です。また、情報公開を進め透明性を確保するとともに、住民の理解と合意の下で、公正で民主的な運営を行っていく必要があります。

そのためには、役員をはじめ運営に携わる方々が、互いに意見交換などを行いながら、「自治」の意義や自治組織の役割・運営、活動などについて知識と理解をさらに深めていくことが重要です。また、市においても、先進的な事例などに関する情報提供や、コミュニティにおいて活用できる手引書の作成・配布などの支援を行っていく必要があります。（下図参照）

図 「魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくり」に関する具体的な取り組み

○ コミュニティの取り組み

- ・ 住民が興味を持つような行事、ニーズが高い活動（防犯活動など）の実施
- ・ 事業や会計などの情報の積極的な公開、民主的な運営の推進
- ・ 各区自治協議会会長会や校区自治協議会定例会などにおける意見交換・勉強会の実施
- ・ 自治協議会等による自治会・町内会へのアドバイス（場合によっては、指導）の実施

○ 市の取り組み

- ・ 先進的な組織運営・活動事例の把握、校区担当職員を通じた情報提供
- ・ 先進校区による事例発表会などの実施
- ・ 「自治会活動ハンドブック」の改善（全体を「基礎編」「応用編」に分けるなど、活用しやすい形に改善）

(2) 自治会・町内会加入の促進

住民の自治意識の希薄化に加え、都市化の進展、集合住宅の増加などにより、これまでのように、各自治会・町内会が単独で加入促進を行うことが困難な状況があります（資料編 29～30 ページ参照）。

このため、市の協力も得ながら、自治協議会を中心に各団体も一体となって、未加入の世帯や新規転入者などへの呼びかけを行い、加入を促進していくことが重要です。また、区自治協議会会長会等において、自治会・町内会への加入を呼びかけるチラシ（加入促進チラシ）を作成したり、そのチラシを、市が、区役所窓口で転入者に配布したりすることも有効です。

集合住宅については、自治会・町内会が入居者に働きかける上で、開発・分譲を行う事業者や賃貸の事業者の協力が不可欠です。このため、市においては、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」（資料編 21～23 ページ参照）に基づき引き続き事業者の指導を行うとともに、この指導の際に、入居者へのチラシの配布など、加入促進への協力を働きかけていく必要があります。

また、事業者の理解がなかなか得られないケースも見受けられることから、市と業界団体（管理組合の連合体、不動産に関する業界団体、開発事業者の連合体など）が協議を行い、入居者の自治会・町内会加入を後押しするような仕組みをつくっていくこと、自治会・町内会と事業者が必要な協議を行うことができるよう検討していくことも必要です。（下図参照）

図 「自治会・町内会加入の促進」に関する具体的な取り組み

○ コミュニティの取り組み

- ・自治協議会内での情報交換、自治協議会を中心に地域の各団体も一体となった加入促進
- ・区自治協議会会長会などでの「加入促進チラシ」の作成、配布

○ 市の取り組み

- ・先進的な取り組みや成功事例の把握、校区担当職員を通じた情報提供
- ・「加入促進チラシ」の作成の支援、区役所窓口などにおける転入者などへの配布
- ・「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」に基づく、集合住宅新築時における管理規約（入居者のコミュニティ活動への参加を促す内容）の作成指導の推進、加入促進への協力の働きかけ
- ・入居者の自治会・町内会加入を後押しする仕組みづくりに向けた、業界団体（管理組合の連合体、不動産に関する業界団体、開発事業者の連合体など）との協議の実施

(3) コミュニティ活動を担う人材の確保

地域に暮らす人の中には、コミュニティ活動に興味はあるが参加のきっかけがつかめない人や、退職したばかりの人など、コミュニティ活動に際しての“潜在的な人材”が存在しています。本章でこれまでに述べた事項（「広報の実施」「魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくり」「自治会・町内会加入の促進」）に取り組む中で、こうした人材の発掘に努めていくことが重要です。

また、コミュニティにおいては、例えば、子ども会育成やPTA、男女共同参画など、それぞれの分野で活動した人材が、次は自治会・町内会で活躍するなど、校区内の人材交流を進めていくことも大切です。

市においては、自治やコミュニティ活動に関するフォーラム（事例発表）などを行い、市民のコミュニティ活動への参加のきっかけをつくるとともに、すでにコミュニティ活動を行っている人がレベルアップできるよう、情報交換会や人材育成のための研修会・講座などを実施することが望まれます。

公民館においても、講座を実施する中で、安全・安心や環境など各分野で活動できる人材の育成や、まちづくりに関するリーダーの養成などに取り組むことが必要です。（下図参照）

図 「コミュニティ活動を担う人材の確保」に関する具体的な取り組み

○ コミュニティの取り組み

- ・ コミュニティ活動に興味はあるが参加のきっかけがつかめない人、退職したばかりの人など、潜在的な人材の発掘
- ・ 校区の団体間の人材交流の推進

○ 市の取り組み

- ・ 自治やコミュニティ活動に関するフォーラム（事例発表）やセミナーの開催
- ・ 区単位での情報交換会や人材育成のための研修会・講座の実施
- ・ 公民館講座を通じた、安全・安心や環境など各分野で活動できる人材の育成やまちづくりに関するリーダーの養成

第5 真に住みよいまちの実現に向けて

本検討会は、平成18年10月から2年間にわたって、福岡市のコミュニティに関する施策のあり方を検討してきました。この「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」は、本検討会の最終的な提言であり、「自治」と「共働」という大きな目標に向けて、今後取り組むべき事柄を述べています。

市に対しては、「市職員の意識改革」に始まり、数多くの事項を提言していますが、市においては、その一つひとつを真摯に受け止めるとともに、施策にどう反映していくのか、自治協議会等のコミュニティにも示していただきたいと思います。

また、本提言においては、「第4 コミュニティの自治の確立に向けた方策」を中心に、市だけでなくコミュニティに対しても、さまざまな提案を行っています。これらの事項については、コミュニティの自治に関する窓口である地域支援部とコミュニティが話し合いながら、手を携えて取り組み、具体化していくことが望まれます。

提言事項の多くは、一朝一夕に実現できるものではありません。今後、市においては、定期的に進捗状況を確認する機関を設置するなどして、進行管理を行っていくことが必要です。また、社会の情勢の変化に伴い、新たな課題が出てくることも考えられることから、目指す姿の実現に向けて繰り返し評価と検証を行い、常に施策の改善に努めていただくことが望まれます。

自治のもとでコミュニティ活動がさらに活発に行われ、住みよいまちづくりが生き生きと進むように、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。